

○財務省告示第四十二号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
 基づき、平成二十三年一月十七日に発行した個人
 向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十三年二月七日

財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第三十三回）
二	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で二百四十一億二千三百四十四万円
五	最低額面金額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	発行日	平成二十三年一月十七日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	初期利子の適用利率	年〇・三九パーセント
十	経過利子の払込み	(一) 各取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した

金額を第十六号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\text{償付金額の総額} \times \frac{0.39}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

年当たり、各利払期における利子計算期間開始日に行われた年五か月超の十年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利回りから、〇・八〇パーセントを控除した率。ただし、控除した率が〇・〇五パーセントを下回るときは、その率は〇・五パーセントとする。

第二期以後の
利子の適用
利率

十二 初期利子

十三 第二期以後の利子

十四 償還期限
十五 償還金額
十六 払込期日
十七 払込場所
十八 中途換金
十九 の取扱い

平成二十三年七月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるときは
、その翌営業日に支払う（以下
、次号及び第十四号において規
定する期日について同じ。）。

毎年一月十五日及び七月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子として、次の算式により算
出した金額を支払う。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.39}{100} \times \frac{1}{2}$$

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{第十一号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

平成三十三年一月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十三年一月十七日
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十
四年一月十五日以後において行
うこととし、その買取金額は、
次の区分に応じ、それぞれの算
式により算出した金額とする。
(一) 平成二十四年一月十五日か
ら平成二十四年七月十五日前
までの間の場合

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人
 向け国債を有する者（相続税法
 第三十一条の四第一項に規
 定する特別障害者扶養信託契
 約の受益者を含む。）が、死
 亡したときはその相続人が、
 またその居住する市町村（特
 別区を含む）、地方自治法（昭
 和二十二年法律第六十七号）
 第二十五条の十九第一項の指
 定都市にあつては、当該市又は
 当該区域において、災害救助
 法（昭和二十二年法律第十八
 号）による救助の行われる災
 害が発生し、当該災害にかか
 ったときは、当該個人向け
 国債を有する者が、平成二十四
 年一月十五日前であつても、
 当該個人向け国債の中途換金
 を請求することができるものと
 し、その買取金額は、次の区
 分に応じた金額とする。

$$\left(\text{前号の金額} + \text{経過利子の日割の直前
 の利子に相当する金額} \times \frac{80}{100} + \text{その
 直前の利子に相当する金額} \times \frac{80}{100} \right)$$

(一) 平成二十三年七月十五日か
 ら平成二十四年一月十五日前
 までの間の場合
 すす 金額 + 経過利息に相当す
 る金額 - (初期利息に相当す
 る金額 $\times \frac{80}{100}$ + 経過利息に
 相当する金額 - 受入経過利息
 に相当する金額)

(二) 平成二十三年七月十五日
 前の場合

すす 経過利息に相当す
 る金額 - (受入経過利息に
 相当する金額)

日本銀行

元利金支
 払場所

二十